

## 平成 22 年度 機構・定員等の要求状況（主なもの）

※ 名称は全て仮称である。

### 各府省の機構

#### 【内閣府】

公文書管理体制の整備

- ・大臣官房公文書管理審議官の新設

少子化対策及び子ども・若者支援策を総合的に推進するための体制整備

- ・大臣官房少子化・青少年対策審議官の新設

#### 【公正取引委員会】

競争政策に係る企画立案機能の強化

- ・官房審議官(1)の増員等（審判官(2)の減員）

#### 【法務省】

入国者収容所等の適正な運営のための体制整備

- ・入国者収容所等視察委員会（全国 2 か所。委員 10 人以内、非常勤）の新設(注)

(注) 入国者収容所等視察委員会の設置について規定する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（設置か所数については省令事項）については、第 171 回通常国会において成立済み。

#### 【厚生労働省】

非正規労働者に対する雇用支援施策推進のための体制整備

- ・職業安定局雇用支援部の新設（労働基準局勤労者生活部の廃止）

労災補償業務と労働保険適用徴収業務の一体的運営のための体制整備

- ・労働基準局労災部（労災補償部の名称及び所掌事務変更）

国立高度専門医療センターの独立行政法人化

- ・国立高度専門医療センターの廃止(注)

(注) 国立高度専門医療センターの独立行政法人化について規定する高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律については、第 170 回臨時国会において成立済み。

国立更生援護機関の機能の一元化に伴う関係機関の国立障害者リハビリテーションセンターへの統合

- ・国立光明寮、国立保養所及び国立知的障害児施設の廃止

## 【農林水産省】

国民視点に立った農林水産行政の実現のための組織改革

- ・大臣官房技術・環境政策部の新設（総合食料局食糧部の廃止）
- ・大臣官房検査部の新設（協同組合検査部の廃止）
- ・食料生産局の新設（生産局の廃止）
- ・食料生産局次長の新設（総合食料局次長の廃止）
- ・食料生産局畜産部の新設（生産局畜産部の廃止）
- ・資源産業局の新設（総合食料局の廃止）
- ・農林水産行政監察・評価本部の新設（農林水産技術会議の廃止）
- ・地域センター(65)の新設（地方農政事務所(38)及び統計・情報センター(176)の廃止）

## 【防衛省】

再就職等規制に関する監視体制の整備

- ・自衛隊員倫理・再就職等審議会の新設（自衛隊員倫理審査会の廃止）

上記の他

- ・政治主導を推進するための職の新設又は増について内閣官房、内閣府及び各省から事項要求
- ・国家戦略局及び内閣人事局の新設について内閣官房から事項要求
- ・行政刷新会議及び同事務局に係る体制整備について内閣府から事項要求
- ・官民人材交流センター等の見直しについて内閣府から事項要求

等の事項要求がなされている。

さらに、平成 20 年度機構審査に基づくものとして、在コタキナバル総領事館の廃止について外務省から要求がなされている。

## 各府省の定員

- 22年度定員要求は、増員6,838人、減員▲13,251人、差引▲6,413人と要求段階から大幅な純減となっている。減員には、国立高度専門医療センターの独立行政法人化に伴う減▲5,680人が含まれており、これを除くと、▲733人の純減要求となる。

	平成22年度	平成21年度(当初)
増員 (A)	6,838人	7,203人
減員 (B)	▲13,251人	▲19,798人
定員合理化等	▲6,351人	▲6,637人
業務の大胆かつ構造的な見直し等	▲6,900人	▲13,161人
差引 (A) + (B)	▲6,413人	▲12,595人

(注)「業務の大胆かつ構造的な見直し等」欄について、22年度の数には国立高度専門医療センターの独立行政法人化に伴う減員▲5,680人が含まれ、21年度の数には政府管掌年金事業の日本年金機構への移行に伴う減員▲12,437人が含まれている。

主な増員要求事項	平成22年度	平成21年度(当初)
○治安	2,307人	2,265人
・矯正(刑務所、少年院等)	708人	670人
・CIQ(入管、税関、検疫等)	669人	617人
・検察	305人	317人
・海上保安	272人	327人
○国税	1,089人	1,049人
○安全・安心	2,491人	2,051人
○総合的な外交力	253人	306人

## 独立行政法人・特殊法人等

### (1) 独立行政法人

- ・雇用・能力開発機構の廃止（平成 23 年 3 月末）
- ・日本貿易保険の廃止（時期検討中）
- ・海上災害防止センターの廃止（平成 23 年 3 月末）
- ・国立健康・栄養研究所及び医薬基盤研究所の統合（平成 23 年 4 月）
- ・労働者健康福祉機構及び労働安全衛生総合研究所の統合（平成 23 年 4 月）
- ・農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び種苗管理センターの統合  
(平成 23 年 4 月)
- ・交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の統合（平成 23 年 4 月）
- ・国立病院機構の非公務員型独立行政法人化（平成 23 年 4 月）

### (2) 特殊法人

- ・株式会社日本貿易保険（仮称）の新設（独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化）  
(時期検討中)

平成22年度定員要求について

行政機関名	平成22年度要求				主な増員要求事項
	増員	減員		差引	
		定員合理化等	業務の大胆かつ構造的な見直し		
内閣の機関	33	▲ 9	—	24	情報セキュリティ体制の強化4、総合地域情報分析体制の強化3
内閣府	528	▲ 220	—	308	
内閣府本府	59	▲ 46	—	13	子ども・若者の健やかな育成及び社会生活支援2、雇用対策等に関する事務に必要な体制整備1、国際防災協力の推進1、大規模水害対策の推進1
宮内庁	12	▲ 15	—	▲ 3	皇族方の御活動及び侍側奉仕に関する事務体制の強化3、皇室とともに継承されてきた伝統文化及び歴史的財産の保存・継承に関する事務体制の強化3
公正取引委員会	44	▲ 12	—	32	独占禁止法の執行力の強化のための体制整備22(うち安全・安心19)、下請法の執行力の強化のための体制整備16
国家公安委員会	199	▲ 126	—	73	テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化39、組織犯罪対策の推進24、サイバー犯罪対策等の推進47、日常生活を脅かす犯罪への取組み等の推進89
金融庁	195	▲ 21	—	174	国際的な金融危機を踏まえた体制整備59(うち安全・安心16)、金融サービスの利用者保護施策推進等のための体制整備43、公正で透明な金融・資本市場の確立のための体制整備85(うち安全・安心72)
消費者庁	19	0	—	19	消費者教育の推進体制の拡充3、地方消費者行政の支援体制の拡充11
総務省	124	▲ 123	—	1	
総務省(除く公調委)	124	▲ 123	—	1	年金記録確認地方第三者委員会の事務処理体制の強化6、政治資金規正法改正に対応するための体制整備15、重要無線通信妨害に対する申告対応体制の強化(24時間化)4
公害等調整委員会	0	0	—	0	
法務省	1,417	▲ 964	▲ 431	22	治安関係1,351(刑事施設等708、検察305、出入国管理224、保護観察74、公安調査40)
外務省	180	▲ 121	—	59	より豊かな我が国と世界を実現するための力強い外交53、我が国の安全の確保と国際社会の平和への一層の貢献59、日本からの発信強化と総合的な外交力強化64
財務省	1,497	▲ 1,363	▲ 18	116	財務局95(うち安全・安心84)、税関301(うち治安301)、国税庁1,089(うち国税1,089)
文部科学省	81	▲ 46	—	35	国民生活の安全・安心28、教育の再生17、成長力の強化18、日本の魅力の継承・発信13
厚生労働省	905	▲ 825	▲ 5,866	▲ 5,786	新型インフルエンザ対策13、麻薬取締の強化20、検疫所の体制強化105、非正規労働者対策の体制強化339
農林水産省	138	▲ 682	▲ 438	▲ 982	食の安心・安全体制の強化24、動植物検疫体制の強化39
経済産業省	185	▲ 168	—	17	特許審査体制等の整備55、エネルギー・環境関連36、中小企業対策27
国土交通省	1,256	▲ 1,196	▲ 141	▲ 81	海上保安庁等の治安対策の強化291、公共交通の安全確保体制の強化319、社会資本の品質確保体制の強化89、住宅・建築物の安全性確保に資する体制の強化44、災害リスク増大に対応した防災・減災対策の強化452
環境省	60	▲ 21	—	39	低炭素革命の実現31(うち総合的な外交力関係13)、安全・安心な社会づくりに向けた環境保全の取組15、生物多様性の保全と持続可能な利用による自然共生社会の実現12
防衛省	434	▲ 525	▲ 6	▲ 97	海賊対処関連業務の強化23、サイバー攻撃対処関連業務の強化6、衛生支援体制の強化93、地方との連携強化67
計	6,838	▲ 6,263	▲ 6,900	▲ 6,325	
現業	0	▲ 88	0	▲ 88	
計	6,838	▲ 6,351	▲ 6,900	▲ 6,413	

(注) 1. 「増員」及び「減員」には振替を含まない。

2. 「業務の大胆かつ構造的な見直し」は、「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)に基づく重点事項の純減(除く「厳格な定員管理」による減)及び独立行政法人等への移行に伴う新規減を表す。